

第1章 避難所の管理運営について

ここでは、災害時の体制及び、緊急避難場所の開設から避難所の運営まで、知っておいていただきたい内容についての概要を掲載しています。

まず、はじめにこの章で避難所運営の全体像をつかんでください。

第 1 章 避難所の管理運営について

1 避難所運営の基本的な考え方

①避難所は、避難者による「自主運営」となります。

地域の力を発揮して、災害救助地区本部委員や避難者など全員で協力して運営にあたりましょう。

②全員で協力し、お互いに助け合いながら、避難所運営に取り組みます。

避難所での集団生活は大きなストレスがかかります。避難所ではだれもが被災者です。相手を思いやる気持ちを大切にしましょう。

③要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組みます。

避難所には、高齢の方・障害のある方・母子（父子）家庭の親子・外国人を始め、中には災害で家族を亡くした人など、様々な方が避難してくると考えられます。多様な避難者への思いやりのある、優しい避難所となるように心がけましょう。

2 災害時の活動体制（避難所関係）

台風や地震などの災害が発生したり発生するおそれがある場合には、市役所に災害対策本部が設置され、同時に区役所に区本部が設置されます。さらに必要な場合には、小学校通学区域（以下「学区」という。）に災害救助地区本部が設置されます。

災害救助地区本部は地域の防災拠点として、学区の避難所をとりまとめる役割を果たします。

（1）各機関の概要

市災害対策本部（市本部）

名古屋市全体の災害応急対策を進めるため、市役所に設置されます。

※市災害対策本部長＝市長

区本部

区の災害応急対策を進めていくために、区役所に設置されます。

※区本部長＝区長

災害救助地区本部（以下「地区本部」という。）

学区ごとに置かれ、原則、市立小学校に設置されます。

地区本部は、区本部に所属して、区本部の応急対策活動を補助することとされており、区本部と地域をつなぎ、学区内の避難所をはじめとする地域防災活動を統括します。

地区本部は各避難所や自主防災組織からの安否情報や被害状況などをとりまとめ、区本部へ伝達する役割があると同時に、区本部からの情報を各避難所へ伝える役割を担うなど、地域のあらゆる情報の拠点となります。

地区本部が設置されると、大規模災害時には、「災害対策住民リスト」「避難行動要支援者名簿」（第7章「用語の解説集」参照）を区本部職員が持参し、安否情報の確認など災害応急対策に活用されます。

地区本部の詳細は「第7章 用語の解説集」及び、この「指定避難所運営マニュアル」とは別に、本市が作成した「災害救助地区本部運営マニュアル」をご参照ください。

災害救助地区本部委員（以下「地区本部委員」という。）

災害対策委員のほか、あらかじめ市長から委嘱された地域の方により構成されます。

災害対策委員

平常時から区域内の災害対策を行います。区政協力委員の職にある方が兼務しており、災害時には、学区の地区本部委員として活動します。

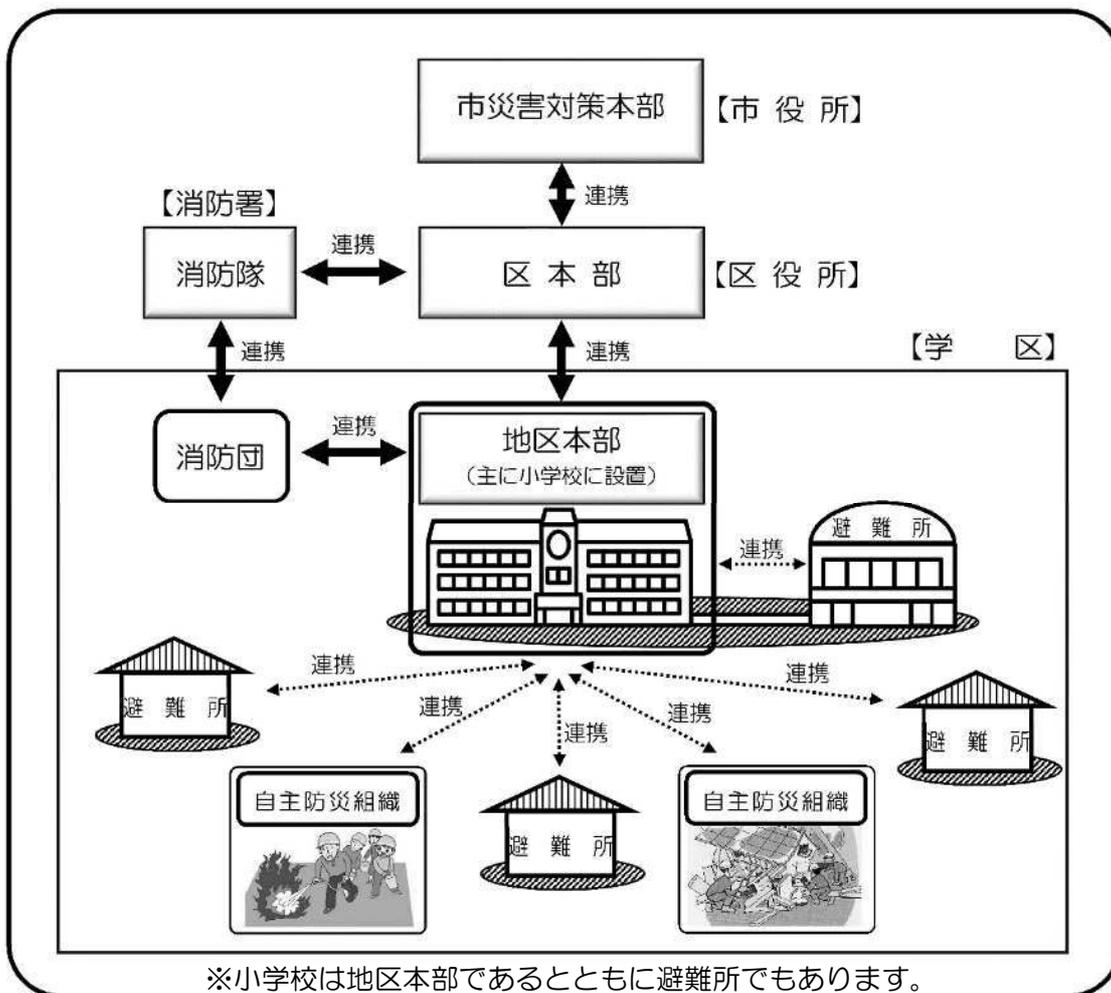


図1-1 災害時の活動体制（避難所関係）

(2) 避難所における市職員及び施設管理者の役割

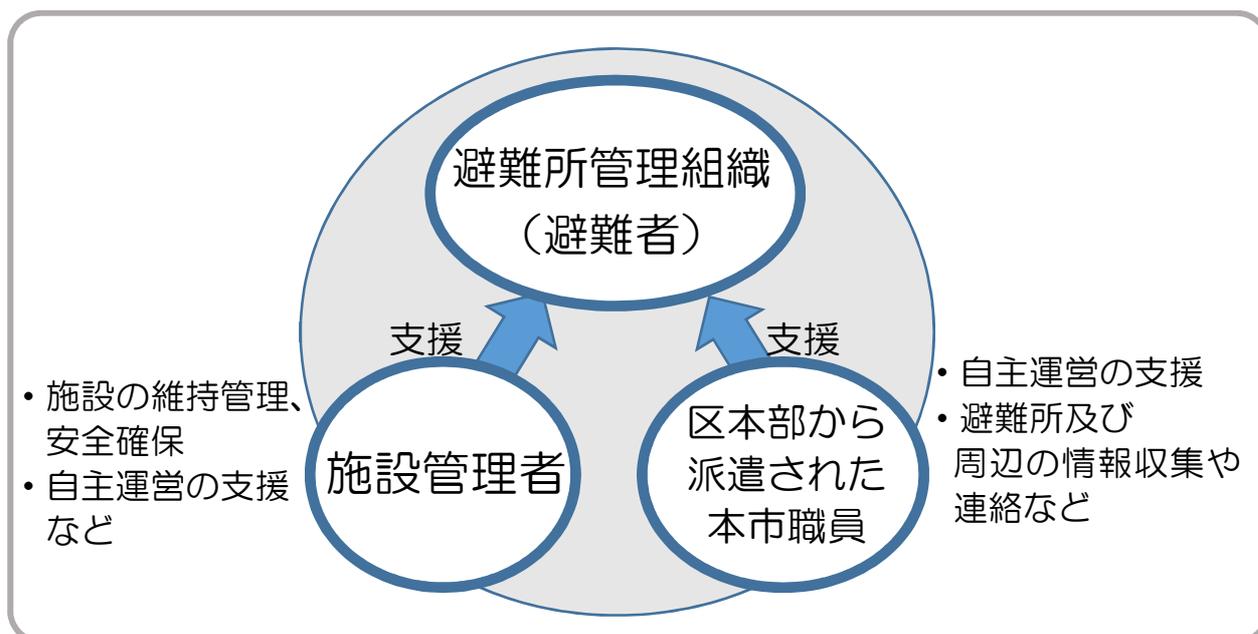


図1-2 避難所における市職員及び施設管理者の役割

3 緊急避難場所と避難所の違い

(1) 緊急避難場所

命を守るため、災害の危険からまず逃げるための場所です。災害の種類ごとに避難できる場所が異なります。

一時的に避難する場所であるため、避難所とは違い、食料や毛布など物資の備蓄はありません。

	災害の種類	緊急避難場所	開設基準
風水害	洪水・内水氾濫	洪水・内水氾濫の想定浸水深以上にある小・中学校の教室など	「高齢者等避難」発令
	高潮	洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深以上にある小・中学校の教室など	
	土砂災害	土砂災害(特別)警戒区域にない小・中学校の教室など	
地震	津波	津波避難ビル (民間建物、市立小・中学校の <u>2階以上の</u> 教室など)	伊勢・三河湾に「大津波警報」発表
	地震の揺れ	・市立小・中・一部の高等学校などのグラウンド ・広域避難場所(指定された公園など) ・一時避難場所(指定された公園など)	震度5強以上の地震
	大規模な火事	広域避難場所(指定された公園など)	—

ア 開設する時期(風水害時のみ)

- (ア) 自主避難者が発生した時
- (イ) 「高齢者等避難」発令時、あるいは、「避難指示」発令時

イ 実施する主な運営内容(風水害時のみ)

- (ア) 避難者数の把握と報告
- (イ) 「避難指示」発令時の上階(1階の体育館から3

階の教室へ移る場合など)への避難の呼びかけ(詳細は次項目「ウ(イ)風水害時の特例」を参照)

ウ 緊急避難場所の運用

(ア) 原則

- ・避難者は、災害のおそれがある間は、災害の種類に応じた緊急避難場所へ避難します。
- ・施設管理者は、避難に適していない災害の場合、避難者を受け入れることはできません。

《受け入れができない例》

洪水・内水氾濫→想定浸水深より低い建物

土砂災害→土砂災害のおそれのある区域の建物

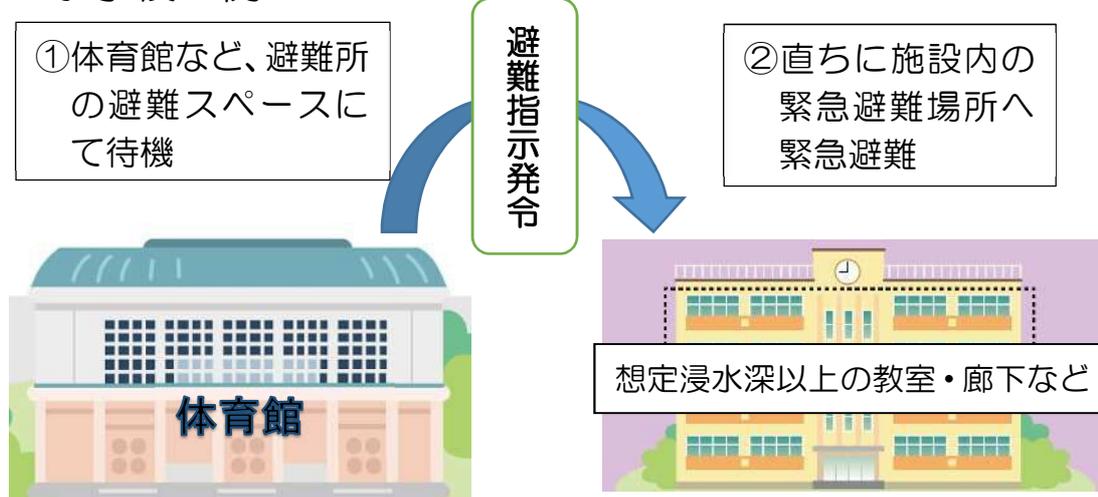
高潮→想定浸水深より低い建物

(イ) 風水害の場合の特例

施設が、緊急避難場所と避難所の両方に指定されている場合、避難指示が発令されるまでは、避難所の避難スペースで待機することもできます。

ただし、避難指示が発令されたら、必ず緊急避難場所へ移動します。

<小学校の例>



※最初から避難指示が発令された場合は、緊急避難場所に直接避難します。

図1-3 小・中学校における避難者の動き

(ウ) 災害の特徴と時系列の流れ

① 災害の特徴

風水害の場合	地震の場合
災害の発生が予測できる  災害発生前から避難者が発生し、開設が必要	突発的で予測できない  区本部から開設の依頼を待つ時間がない

※ 風水害でもゲリラ豪雨のように突発的で予測できない場合もあります。
 また、地震でも、地震発生後の津波のように予測される災害もあります。

② 時系列の流れ

※本書では、避難所から区本部へ連絡が必要な場合は
 地区本部（区本部）と表記します。P27 参照

風水害の場合	地震の場合
「高齢者等避難」発表	—
緊急避難場所開設	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 地震は突発的なため、この段階はなし </div>
避難者発生 ・地区本部（区本部）へ連絡 ・地区本部委員などを緊急避難場所へ派遣 ・避難者の受け入れ ・避難者の世帯数・人数を地区本部（区本部）へ連絡	
「避難指示」発令	
洪水・内水氾濫 土砂災害・高潮 など	大津波警報
・上階へ移動するよう避難の呼びかけ ※避難所（体育館などの低層階）に避難者がいる場合	（次項 <地震の場合の緊急避難> 参照）

避難情報・警報の解除などにより
災害のおそれなくなる

- ・ 自宅で生活できる人は自宅に戻るよう促す。
- ・ 自宅へ戻れない人は、避難所を運営できる体制が整うまで緊急避難場所やグラウンドなどで待機してもらう。
- ・ 自宅に戻れない避難者の発生を地区本部（区本部）へ連絡する。

避難所開設



（以降の詳細は第2章へ）

＜地震の場合の緊急避難＞ ※運営は行いません。

地震の揺れ

屋内にすることが危険な場合は、公園などの広域避難場所や一時避難場所、学校のグラウンドに避難しましょう。
* 震度5強以上の地震が発生したら、近隣協力員などの協力を得て、市立小・中・高等学校の門を開け、グラウンドを開放する。

大規模な火事

公園などの広域避難場所へ避難する。

津波

地震発生後、津波の発生が予測される場合は、津波浸水想定区域にいる人は、命を守るため、ただちに避難する。

避難先は、①浸水想定区域外、②浸水想定区域外に緊急避難する時間がなければ、近くの高台か津波避難ビルへ避難する。

※津波避難ビルは終日利用可能ですが、開錠が必要な施設もあります。日頃から施設の状況を確認しておきましょう。

(2) 避難所

災害のおそれがなくなった(軽減した)後、自宅が被災して帰宅できない場合に一定期間、避難生活を送るための施設です。(市立小・中・一部の高等学校の体育館・コミュニティセンターなど)

避難生活の場所であるため、食料や毛布などの物資が備蓄されています。

ア 開設する時期

避難情報・警報などが解除され、災害のおそれがなくなり
かつ

自宅が被害を受けて、自宅で生活できない住民が避難所へ来た時

※もしくは、南海トラフ地震臨時情報に伴い、事前避難が必要な時。

イ 実施する主な運営内容

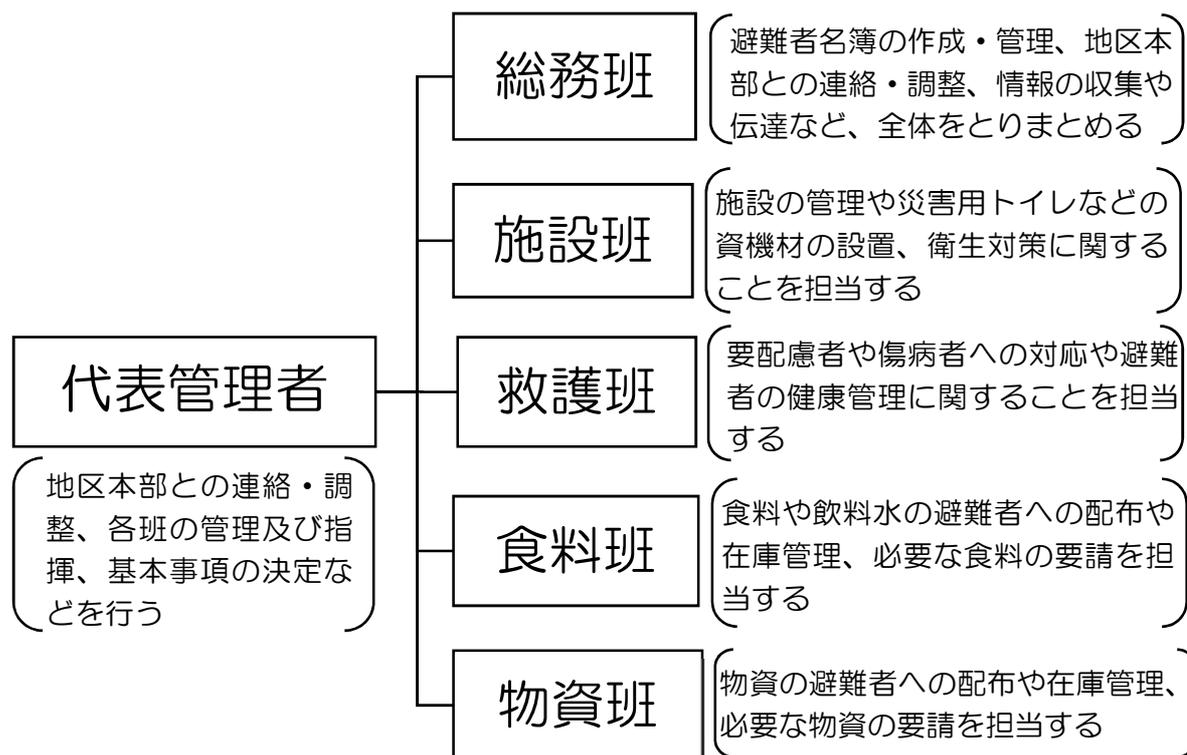
詳細は次項目「ウ 避難所の運用」及び第2章を参照

ウ 避難所の運用

(ア) 避難所管理組織及び主な任務

各避難所では、あらかじめ地域住民から選任しておいた管理組織の代表管理者の指揮のもと、避難所を統括する地区本部と連携しつつ、地域住民、区本部から派遣された市職員及び施設管理者の支援によって各組織を確立し、自主運営をします。

なお、あらかじめ選任しておいた代表管理者や各班の班長・班員(以下「スタッフ」という。)が、避難所に来られない状況にあった場合には、避難者の中から、これらの方々を選任していただくこととなります。また、他の避難者が声をかけやすいよう、避難所に配備してある避難所開設キットなどを活用し、ビブスを着用するなど、スタッフであることがわかるようにしましょう。



①各班の構成について

- ・ 班長1名・班員5名程度を目安として、必要に応じて増減しましょう。
- ・ あらかじめ、避難所管理組織に携わる人を決めておきます。主たる避難所となる市立小・中学校は代表管理者及び総務班はじめ5班の班長を確保できるようにしましょう。その他の避難所においても代表管理者と補佐する人を決めておきましょう。
- ・ 男女のニーズの違いなどに対応できるよう、男性、女性とも、できる限り4割以上になるよう参加してもらいましょう。
- ・ 救護班に限らず、各班とも、要配慮者への配慮を心掛けましょう。

※臨時情報に伴う事前避難先として開設する場合は、食料班・物資班は編成しません

②各班の皆さまに知っておいていただきたい基本事項

A 避難所として使用する場所

あらかじめ、区役所、災害対策委員及び施設管理者などと相談し、定めておいた部屋を使用しましょう。

※使用する場所を記載した避難所の平面図を参照。

(事前準備編 別表12)

◇避難スペース（避難者が寝起きする場所）

- ・居住スペース（体育館など）
 - ・福祉避難スペース（要配慮者のための部屋など）
- ※1人当たりの避難スペースは、緊急対応初期の段階における就寝可能な面積2㎡を目安とするが、避難者数や避難生活の状況等に応じて必要な規模の避難スペース確保に努めるなど柔軟に対応する。

◇目的別スペース（用途に応じた部屋や場所）

<屋内>

運営管理室、情報掲示場所、
応急救護所、感染症患者スペース など

<屋外>

- ・仮設トイレ、ごみ集積場所
 - ・ペットの避難場所※ など
- ※ペットとの同行避難が可能な場所は、原則、市立小・中学校

◇避難所にある設備

- ・防災備蓄倉庫(各種備蓄物資)
 - ・デジタル移動無線
 - ・地下式給水栓
 - ・下水道直結式仮設トイレ用マンホール など
- 】原則、市立小・中学校
- ※下水道の整備されている所
- ・特設公衆電話

(事前準備編 別表3～6)
※施設内に緊急避難場所がある場合は、場所と利用方法も確認しておきましょう。

(事前準備編 別表2)
※学校の場合は、学校再開を念頭に、体育館、特別教室、格技場など、原則教室以外の部屋を使用しましょう。

※あらかじめ定めておいた部屋以外のスペースも、避難者数や避難生活の状況等に応じて使用しましょう。

特に熱中症等への対策や寒さ対策を講ずる必要がある場合は、空調設備のあるスペースから使用できるように、事前に、以下の事項等について施設管

理者と協議しておきましょう。あわせて、学校再開などの施設本来の役割の妨げになることがないように十分に留意しましょう。

＜事前協議事項（例）＞

- ・優先的に使用するスペース
- ・施設管理者不在の場合の使用ルール
- ・空調設備の作動方法

等
(事前準備編 別表10)

B 施設物品の使用

各避難所施設で災害時に使用することができるものについて、あらかじめ、施設管理者と相談して把握しておきましょう。
(事前準備編 別表8)

C 備蓄物資の管理

食料・飲料水・毛布・災害用トイレなどの物資が、防災備蓄スペースに入っています。災害時は必要に応じて避難者全体に行き渡るよう配布してください。また、アレルギー対応している食料は、アルファ化米（P131, 132 食料班3参照）に限られますので、お間違えのないようご注意ください。

(事前準備編 別表7)

＜平常時の管理＞

- ※発災時に活用できるよう、訓練などの際に物資の所在や数量を、毎年度、確認しておきましょう。
- ※備蓄物資は災害用のため、訓練などで消費・使用しないようにしてください。
- ※市で備蓄している食料・物資などは、賞味（使用）期限の約1年前に更新します。更新の時期・方法などはその都度、市担当局から施設管理者に連絡します。

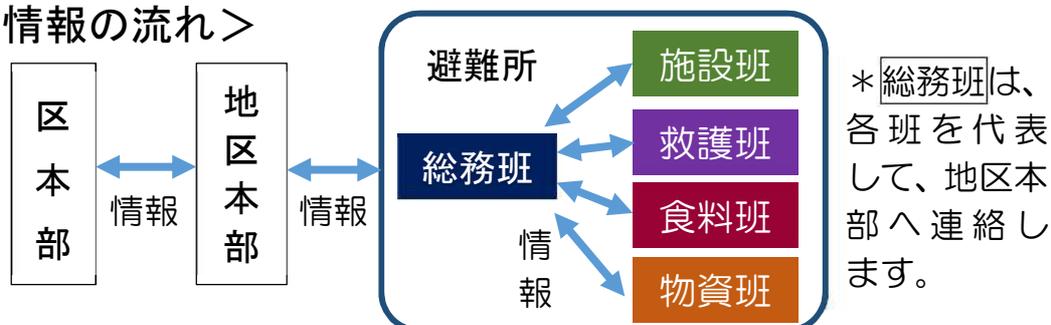
＜臨時情報発表に伴う開設の場合＞

- ※事前避難先として開設された場合は、食料、飲料水、日用品等は、避難者が各自で用意することを基本としています。

D 情報の伝達・収集の方法

各避難所から区本部へ連絡が必要な場合は、まず地区本部へ連絡します。地区本部は避難所からの情報を取りまとめて区本部へ連絡します。

<情報の流れ>



<情報の伝達・収集の方法>

電話を使用

電話が使えない場合

- ・伝令者を避難所運営スタッフの中から選び派遣
- ・原則、市立小・中学校は、デジタル移動無線を使用

E 共同生活のルール

避難所では、大勢の避難者が共同生活を送ることになります。避難所管理組織で、共同生活のルールを決定し、掲示するなどして、全員に知らせるようにしましょう。

<ルール決定にあたって考えること>

- ・個々のプライバシーの尊重
- ・要配慮者への配慮事項
- ・過ごしやすさ など (事前準備編 別表9)

F 協議事項などの確認

避難所管理組織、区役所、地区本部委員及び施設管理者などで協議事項（自動車の乗り入れなど）について確認し、周知するとともに、常に情報交換しながら円滑な運営に努めましょう。 (事前準備編 別表10)

G 個人情報の保護

各種様式には、名簿類などの個人情報が多々あることから取り扱いに注意し、避難所閉鎖後は地区本部（区本部）に提出していただくようお願いいたします。

※避難者の中には、特別な事情（DV被害など）により氏名などが外部に絶対もれてはいけない方がいらっしゃる可能性があります。

H 多様な避難者への配慮

避難所では、年齢や性別など様々な方が集団生活を送ることになります。お互いに配慮を心がけましょう。

（A）性別への配慮

男性リーダーが多い現状で、女性特有のニーズに合わせた物資の配布、女性専用スペース（着替え、物干し場、相談スペースなど）の設置やそれらスペースの女性による巡回など、性別に配慮した対応（性被害の予防などの安全確保、女性が相談しやすい窓口、相談支援など）について留意しましょう。また、平常時から女性リーダーの育成に努め、運営責任者の配置にあたっては女性、男性両方の配置に配慮しましょう。

（B）要配慮者への対応

（P31～35「多様な避難者への配慮事項一覧」を参照）

- ・避難所に出入りしやすいように、移動が難しい段差のある場所を把握し、バリアフリー化に役立つ器具を設置したり、移動の際には手を貸すなど配慮しましょう。

※バリアフリー化がされていない市立小・中学校には、福祉避難スペースへ至る通路用に、簡易式スロープが配備されています。

- ・要配慮者の担当窓口を設置します。
- ・支援者は、ビブスなど、支援者であることが分かるような物を身に付け、要配慮者が必要な支援を頼めるようにしておきましょう。

a 傷病者への対応

傷病者がいる場合は、応急手当を施したうえで、必要に応じて救急車の要請又は、地区本部(区本部)に、医療救護班などを要請しましょう。

※市立中学校では、震度5強以上の地震の場合、又は必要に応じて、名古屋市医師会の協力により、医療救護所が設置されます。

b 高齢者・障害者などへの対応

避難所には様々な障害や疾病がある方が避難しています。連絡事項は、わかりやすい表現を心掛け、音声だけではなく、貼り紙に伝達事項を記載するなど、情報が伝わるように留意しましょう。また、メモ用紙・筆記具を使って筆談をするなど、相手の状況に応じて柔軟に対応しましょう。

c 乳幼児、妊産婦への対応

乳幼児及び妊産婦の心身の特性に応じるため、暑さ寒さ対策、衛生環境の整備、防音、授乳やおむつ交換ができる場所及び妊産婦が休息できる場所の確保、乳幼児の事故防止対策などの配慮を行いましょう。

※市立小・中学校や大規模な避難所には間仕切りが
配備されています。授乳やおむつ交換などの場所
としてご活用ください。

d 外国人への対応

やさしい日本語（ルビ付き、簡単な日本語）を用
いて、必要な情報が伝わっているか確認します。伝
わらない場合は、避難所内で外国語が話せる人に通
訳及び翻訳を依頼します。いない時は地区本部（区
本部）へ連絡し通訳の派遣を依頼しましょう

（資料18「外国人市民が避難所に来たら」参照）。

※各避難所に、別冊「避難所での外国人被災者対応
マニュアル」を備えていますのでご活用ください。

多様な避難者への配慮事項一覧

区 分	特徴と主な配慮事項
①高齢者	<p>体力が衰え行動機能が低下している場合や緊急事態の察知が遅れる場合があるため、早めの情報提供や避難誘導に配慮する。</p> <p>避難所においては、出入口やトイレへの動線などの環境面や食事面での配慮を要する。介助者や介護用品が必要となる場合もある。</p> <p>また、活動性の低下により健康状態が悪化することがあるので、適度な運動を促すよう留意する。</p> <p>なお、単身の高齢者には、地域コミュニティとのつながりが希薄な方もおり、情報の提供や避難所内で孤立しないような配慮が必要となる。</p>
②肢体不自由のある方	<p>肢体不自由とは、手や足、胴の部分に障害のあることを言い、移動が困難だけでなく、話すことが困難だったり、体温調節が困難だったりする方もいる。また、移動に制約がある場合は、その家族・介助者なども含め避難行動が遅れがちになる。</p> <p>避難所においては、家族・介助者と一体となった支援、個別対応ができる介助者の配置、車いす利用者の通路・居住スペースの確保、ベッドやポータブルトイレの確保など個別の配慮が必要となる。</p>
③視覚障害のある方	<p>一人で移動することが困難であり、避難時の移動は極端に制約される。</p> <p>避難所においては、本人の意向を確認したうえで、できるだけ出入口や多目的トイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくすむように配慮することが必要。また、掲示板などで提供する情報については、必ず音声などによる情報提供を併せて行う必要がある。</p>
④聴覚障害・言語障害のある方	<p>主に文字や図などの視覚により情報を入手するため、コミュニケーション支援が不可欠。言語障害がある方との会話においては、分かったふりをせず、一語一語ゆっくり確認する。</p> <p>避難所においては、連絡事項などについて、必ず文字による掲示も併せて行う必要がある。場合によっては、手話・要約筆記などを利用した情報伝達や状況説明が必要なこともある。</p> <p>手話通訳や要約筆記を行う者は、支援が可能であることが聴覚障害のある方などに伝わるよう、避難所にあるものを利用して、そのことが分かるようなものを身に付けるような配慮を行う。</p>

区 分	特徴と主な配慮事項
⑤内部障害のある方	<p>避難時に常用薬や常時使用する医療機器が欠かせない。見た目では健常者と何ら変わらない方もいる。</p> <p>避難所においては、障害・疾患に応じた医薬品・医療機器・ストマ用装具の支給が必要で、医療機材の消毒や交換などのための清潔な治療スペースや医療機器用の電源の確保も必要となる。そのような環境が確保できない場合や、医療的措置が必要と判断された場合には、速やかに医療機関などへ移送する。</p> <p>なお、腎臓機能障害で人工透析の必要な方については、透析医療の確保を図る必要があるほか、タンパク質、カリウム、塩分の摂取を抑えるなど食事制限が必要であり、カップ麺などは不向きであるため食事の提供において配慮が必要である。</p>
⑥知的障害のある方	<p>単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。</p> <p>災害の状況を的確に判断するのが困難なため、絵、図、文字を組み合わせるなどわかりやすい言葉で状況を説明し、避難所のトイレの位置などを伝える必要がある。その際、精神的に不安定にならないように、できるだけ普段から慣れ親しんでいる人が対応する必要がある。</p> <p>努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにし、災害の不安から大声や奇声をあげるなど異常な行動をしても、叱ったりしない、移動させる時は一人にはしない、などの配慮が必要となる。</p> <p>避難所においては、環境の変化を理解できず混乱したり、不安になったりする場合があるので、気持ちを落ち着かせるような配慮が必要となる。周囲とコミュニケーションが十分にとれないためトラブルになることもあるので、場合によっては個室を確保するなどの配慮が必要となる。</p>
⑦精神障害のある方	<p>災害ショックや環境変化によるストレスにより、病状悪化や再発のリスクが高まるおそれがある。継続的な服薬により状態が安定しているが、病気のために対人関係などに支障をきたすことも多い。見た目では分かりづらく、自ら言い出しにくいこともあるため、周囲の理解と支援が必要である。</p> <p>避難所においては、本人が孤立しないよう、家族や知人など本人が安心し信頼できる人が付き添い、精神的な安定のため必要に応じて別室を確保するなどの配慮が必要となる。また、継続的な服薬や病状悪化への対応のために、巡回診療を行うなど医療的なケア体制との連携も必要となる。</p>

区 分	特徴と主な配慮事項
<p>⑧発達障害のある方</p> <p>（ 自閉症 アスペルガー症候 群 ）</p>	<p>見た目では障害のあるように見えないことがあるが、コミュニケーションや対人関係を作るのが苦手な人も多く、周囲の人の理解と支援が必要となる。日常と違う環境の変化により混乱し、奇声を発したり、落ち着きのない行動をしたりすることがある。一方で、命にかかわるような指示でも聞きとれなかったり、治療が必要なのに平気な顔をしていたりする人もいる。感覚過敏によるストレスに配慮する必要もあり、発達障害の特性を理解した介助者が不可欠となる。</p> <p>避難所においては、情報を伝えるときは、個別に声かけをする、指示や予定は明確に伝える、否定的な言動ではなく肯定的に（走っちゃだめ→歩こうね）、大声で叱らない（逆効果になる）、興奮した時は、その場から離して気持ちを鎮めるなどの配慮が必要となる。場合によっては、別室を確保するなどの配慮が必要となる。</p> <p>また、てんかんを併発している人もあり、避難時に常用薬が欠かせない人もいることに留意が必要となる。</p>
<p>⑨認知症のある方</p>	<p>単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備・環境・家族介護者の心理的負担にも配慮が必要である。</p>
<p>⑩難病患者</p>	<p>車いすの方から、見た目では健常者と何ら変わらない方までおり、疾患によっては、筋力低下、しびれ、痛み、ふらつき、転びやすいなどの症状がある。また、体調が変化しやすく、常用薬や常時使用する医療機器、個別に応じた食事などが欠かせない方もいる。</p> <p>このため疾患などに応じた医薬品・医療機器の支給が必要で、医療機材の消毒や交換などのための清潔な治療スペースや医療機器用の電源の確保も必要となる。こうした環境が避難所において確保できない場合や医療的措置が必要と判断された場合には、速やかに医療機関などへ移送する。</p>

区 分	特徴と主な配慮事項
<p>⑪乳幼児・子ども ・妊婦</p>	<p>災害ショックや環境変化などのストレスによる、心身の状態の変化に注意が必要である。適切な介助者が不可欠で、介助者を含め避難が制約されやすい。</p> <p>食事面では、食形態や栄養量の確保などの配慮が必要となる。</p> <p>避難所においては、暑さ・寒さ対策を施し、室内環境を整えるとともに、衛生面の確保が必要となる。加えて、授乳室やおむつ替え場所の確保、さらには子どもが泣いたり、騒いだりしても気兼ねがないように、空間的な配慮を行うことと併せて、子どもにとって危険な場所がある場合には、立ち入らないように区画し、子どもにもわかるように表示をする。</p> <p>妊婦は、安静にでき、休息がとれるよう横になれる場所の確保に加え、産気に注意が必要である。</p>
<p>⑫傷病者 (けが・病気など)</p>	<p>避難行動に支障をきたす場合があり、症状によっては介助が必要なことがある。</p> <p>災害によってけがを負っている場合は、症状が突然悪化することがあるため、医療救護班を要請するなど、必要な治療を受けることができるようにする。</p> <p>また、風邪やインフルエンザなど感染症の疑いのある方には、個室を確保し、他の避難者に感染しないよう注意する。</p>
<p>⑬アレルギー疾患 のある方</p>	<p>避難所生活は普段と環境が大きく変化し、ストレスが強くなったり清潔が保てないなどの状態が加わることで、アレルギーの症状が悪化することもあるため、注意が必要である。</p> <p>アレルギーの原因は食べ物など様々であり、アレルギー疾患の種類によっては外見からはわかりにくいこともあるため、知らないうちにアレルギーの原因物質に接している場合もある。また、乳幼児など自らアレルギーがあることを言えない場合もあるため、例えば、食事の配膳時にアレルギーの有無について声掛けを行い確認するなど、周囲の配慮と理解が必要となる。場合によっては命にかかわる症状が出現する場合もある。</p> <p>気を付けていれば、避難所生活を続けることも可能だが、医療的な措置が必要な症状が出現した場合は、医療機関への搬送が必要となることもある。</p>

区分	特徴と主な配慮事項
⑭外国人など	<p>言葉や文化の違いに加え、災害に関する知識や経験がないため、適切な状況把握や避難が困難であることから、日本人よりも不安な状況に陥りやすいことを踏まえて対応する必要がある。やさしい日本語（ルビ付き、簡単な日本語）や、多言語によりわかりやすく情報伝達するよう配慮する。</p> <p>また、宗教などにより食べられないものなどがある場合がある。文化や習慣にも配慮が必要である。</p> <p>（詳細は資料18の「外国人市民が避難所に来たら」、別冊「避難所での外国人被災者対応マニュアル」を参照する。）</p>
⑮セクシュアル・マイノリティの方	<p>同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）やその他の多様な性自認や性的指向を持つ人のことで、共同生活を前提とする避難生活では様々な困難に直面する。</p> <p>トイレや風呂、更衣室の利用、下着などの物資の配布について配慮が必要。ただし、当事者であることを知られたくない方など様々な方がいらっしゃるので個々人の選択を大切にする。</p>
⑯医療的ケアを必要とする方	<p>日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケア（人口呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為）を受けることが不可欠であり、被災時、避難所までの移動が難しく、在宅避難を第一選択とする方も少なくない。</p> <p>避難所において、必要な医療ケアが確保できない場合には、生命維持、健康保持ができなくなるため、医療機器の消毒や交換などのための清潔な治療スペース、医療機器用の電源の確保や資材（酸素ボンベ等）も必要となる。こうした環境が避難所において確保できない場合や医療的措置が必要と判断された場合には、速やかに医療機関などへ移送する。</p>

- ※1 区分や配慮事項については、主な事項を記載。
- ※2 それぞれの特性に応じた個別の配慮が必要であり、当事者の意思などを確認しながら必要な配慮を行う。
- ※3 避難所の管理・運営を担う方々は、他の避難者からわかるよう、ビブスを着用するなどの配慮を行う。

第 1 章 避難所の管理運営について